

CVSとSSの協業における課題



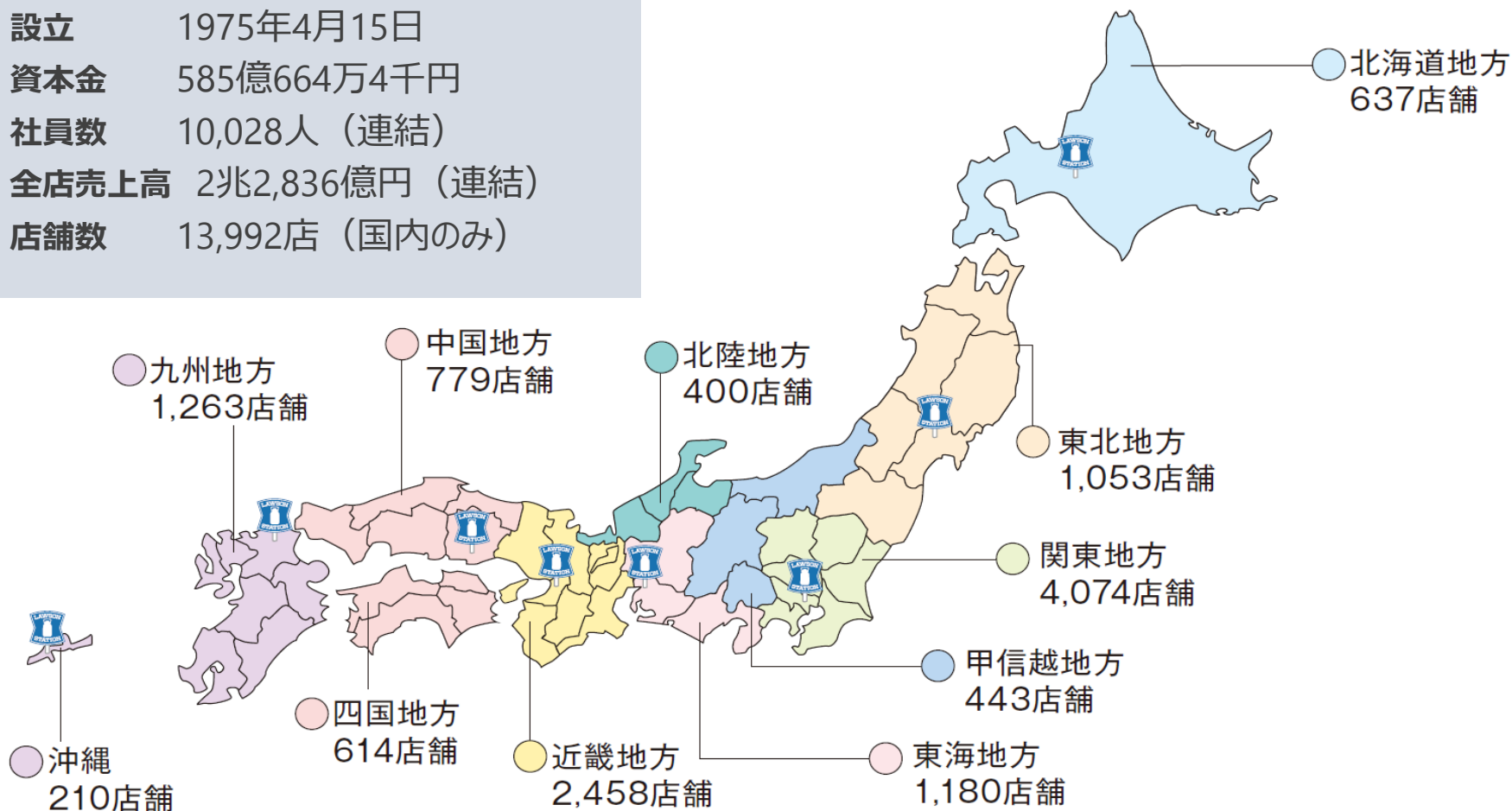
2018年5月10日(木)

株式会社 **ローソン**

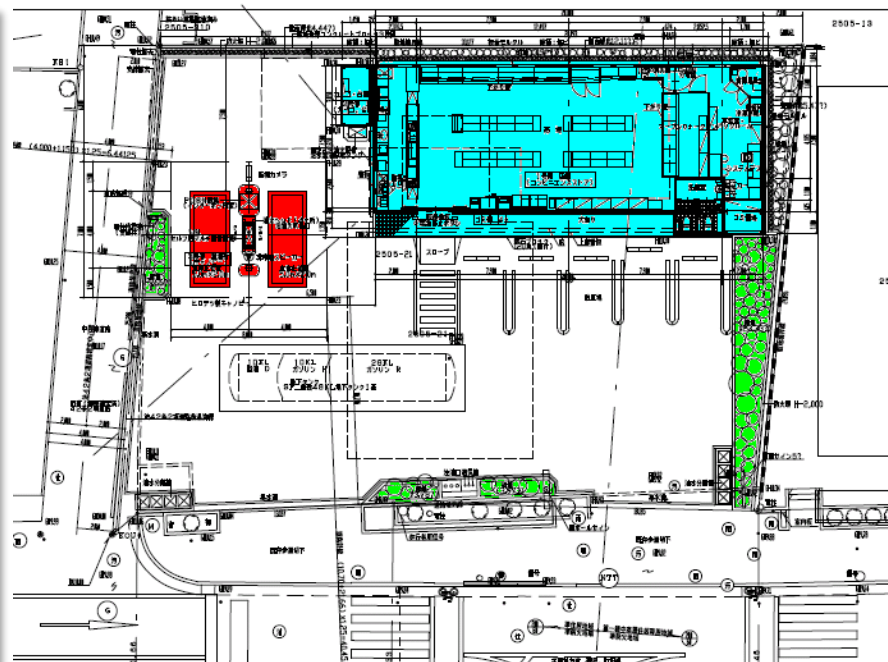
弊社の取組

47都道府県に**13,992**店舗（※18年2月末時点）を展開

社名	株式会社ローソン
代表者	代表取締役社長 竹増 貞信
設立	1975年4月15日
資本金	585億664万4千円
社員数	10,028人（連結）
全店売上高	2兆2,836億円（連結）
店舗数	13,992店（国内のみ）



不調のSSを、「ガソリンを売るコンビニ」に改装し復活



オープン日

2008年1月

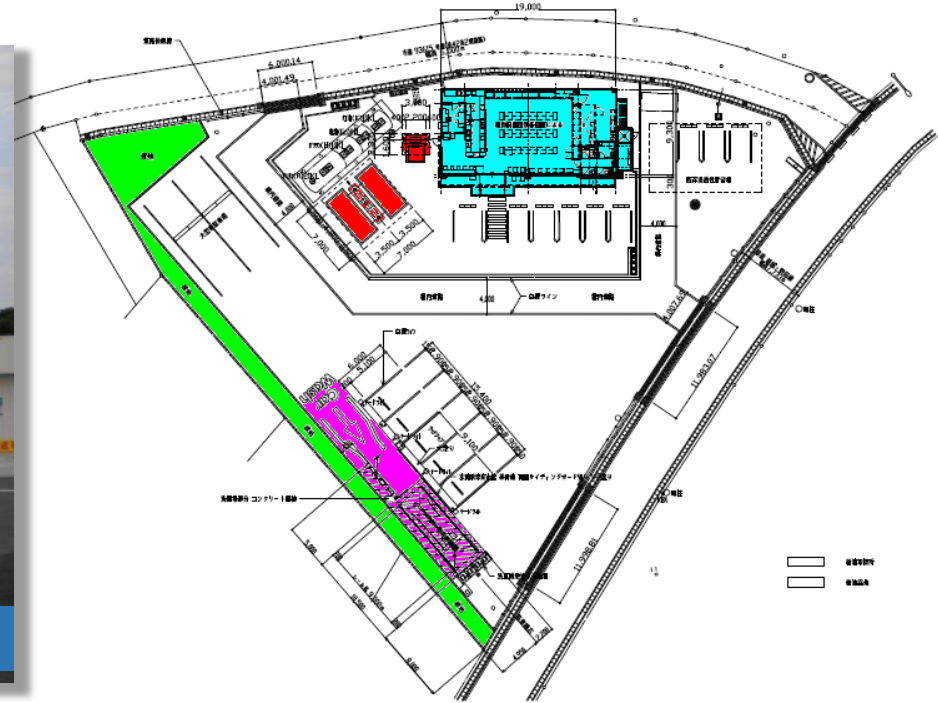
面積

250坪

SS仕様

マルチ計量機：1基（灯油・洗車機なし）

弊社不振店に給油機を設置し復活



オープン日

2009年8月

面積

800坪

SS仕様

マルチ計量機：1基、灯油シングル計量機：1基、洗車機：1台

競争力強化に向けた課題

給油監視に関する指導が管轄消防により様々。競争力低下に直結。

実際に頂いた指導の例

制御卓には有資格者を常時待機させること。

… コストアップ

監視者はCVSとは別の制服を身につけ、業務を区別すること。

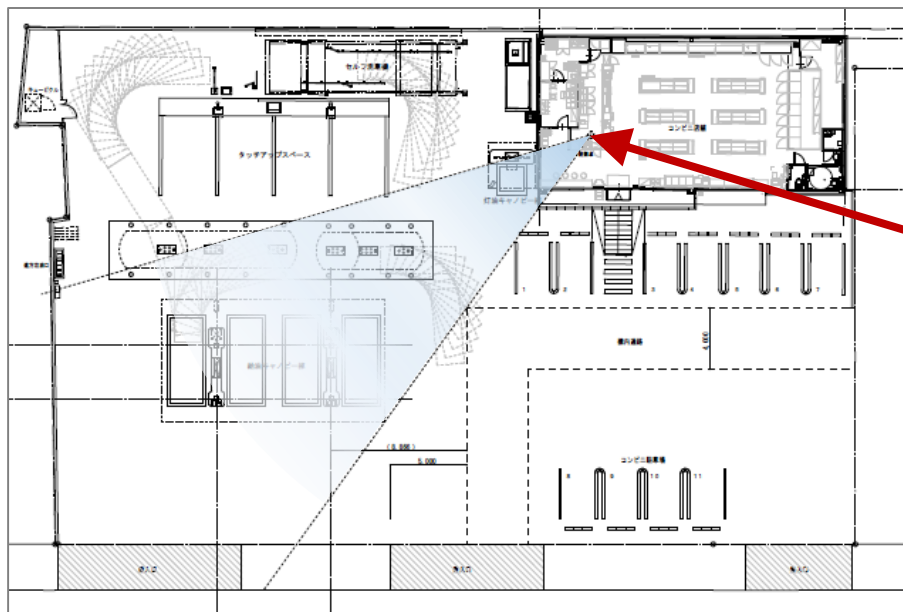
… コストアップ

制御卓は給油所に面した窓に密着させること。

… イートイン断念

制御卓と給油機の距離は30m以内とすること。

… 配置に制約



SS監視機器

複数の法令に対応した結果、CVSの売場面積が大きく制限された事例

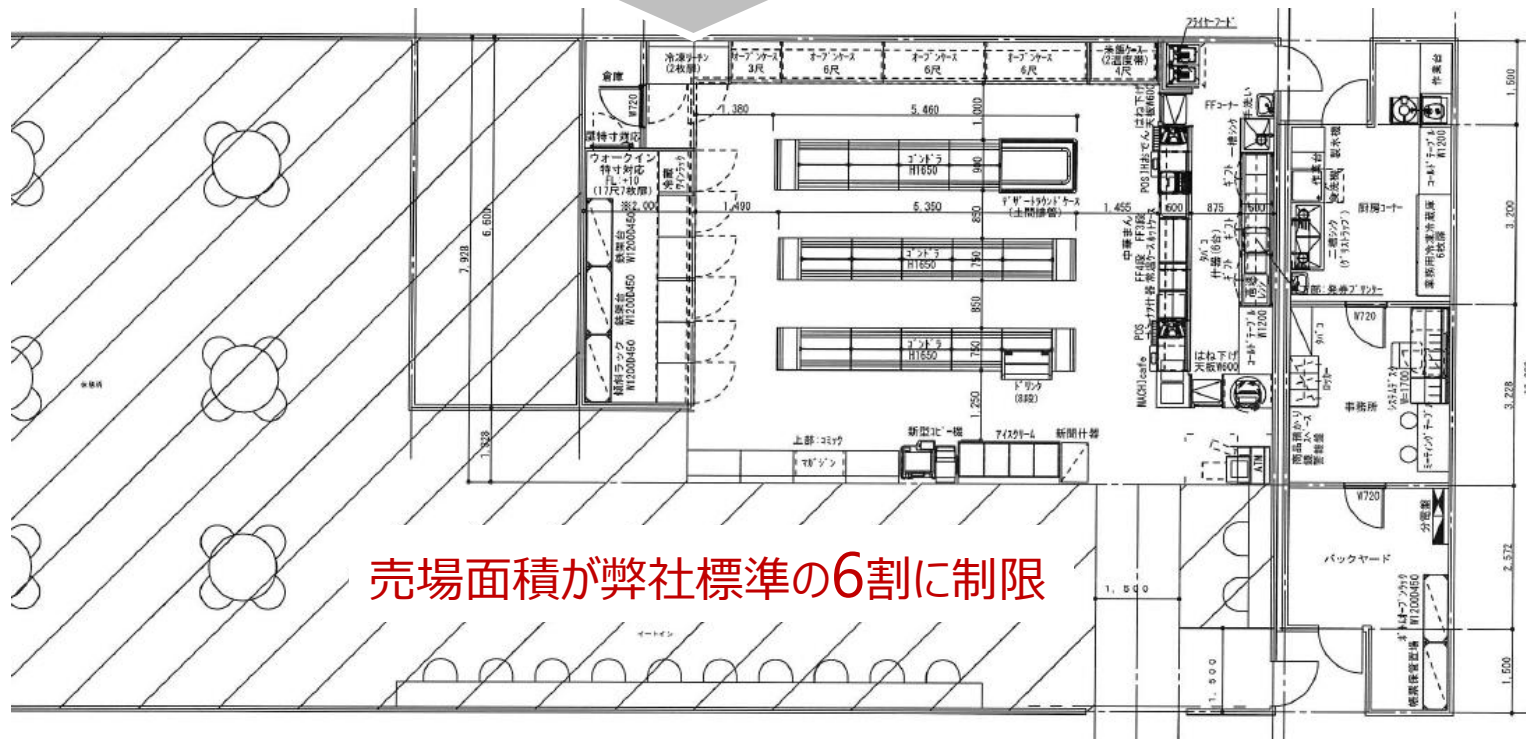
消防法上はSSの一部



都市計画法上は小売店舗

「床面積300㎡未満」の規制(*)適用

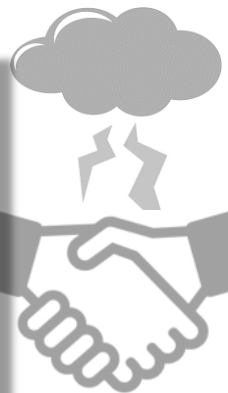
「床面積の3分の2を休憩スペースに」との指導



売場面積が弊社標準の6割に制限

* 『危険物の規制に関する規則』第二十五条の四第二項

現在の規制の下では、SSを「幅広い生活サービス拠点」とすることは困難



活動内容の制限

➡ 外部に向けたサービスの拠点とはなれない

(弊社注：給油取扱所の建築物の用途は) 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 (『危険物の規制に関する規則』第二十五条の四第一項第二号)

物品販売の場所制限

➡ 外部のサービス活用も大きく制限

物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定める場合を除き、第十七条第一項第十七号の建築物（屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分）の一階（総務省令で定める部分を除く。）のみで行うこと (『危険物の規制に関する政令』第二十七条第一項第六号ヲ)

燃料供給インフラの効率的維持と生産性向上に向けて、

CVSの立場からは、下記4点について再検討が求められていると思料する

給油監視に関する消防の考え方

- ✓ 技術進歩も踏まえた、スクラッチからの必要性見直し
- ✓ 地域間での見解統一

複数法令の見解統一

- ✓ 都市計画法と消防法の見解統一
- ✓ 本質を踏まえた例外対応の余地

活動内容の制限

- ✓ 外向きのサービス解禁の余地

物品販売の場所制限

- ✓ 解禁の余地

より消費者フレンドリーで、より経済合理性にかなったSS/CVS一体店舗の実現へ

収益機会を確保しつつ、地域のニーズに応じた幅広い生活サービス拠点へ